

附則

令和2年 1月 14日

会社名 麒麟倉庫株式会社
営業所名 東営業所

倉庫業法施行規則第9条の規定により、下記について明記します。

記

- | | |
|-------------|------------------|
| 1. 保管料その他料金 | 別途定める、契約書のとおりとする |
| 2. 倉庫寄託約款 | 別添のとおりとする |
| 3. 倉庫の種類 | 第一類倉庫 |
| 4. 取扱品目 | タイヤ 他 |

以上

設置日	令和2年1月15日
承認者	作成者
西 亀	須 郷